

京都市告示第 3 2 0 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、農業用水路等を廃止しましたので、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 9 月 1 4 日

京都市長 門川 大作

(廃止する農業用水路等)

整理番号	路 線 名	起 点 終 点
1	大原野水 0 0 4 2 号	西京区大原野上里北ノ町900番地 西京区大原野上里北ノ町900番地
2	大原野水 0 0 4 3 号	西京区大原野上里北ノ町1130番地 西京区大原野上里北ノ町1129番地
3	大原野水 0 4 0 6 号	西京区大原野上里北ノ町1128番地の2 西京区大原野上里北ノ町1128番地の2

(産業観光局農林振興室農林企画課)